

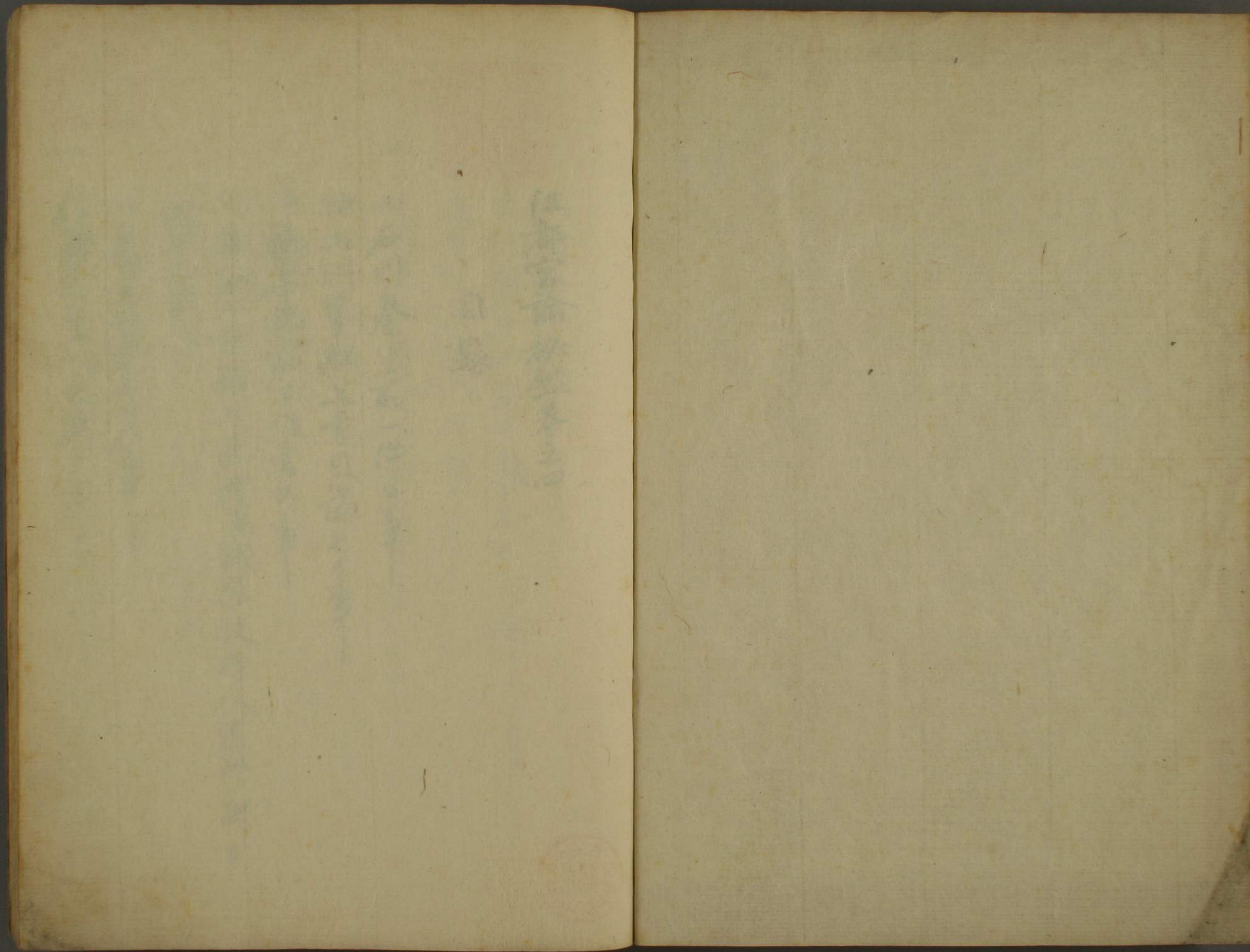


江戶古物初巻

巻之四

1579
4





伊3
門7
號 1579
卷 4



江都官論秘鑑卷之四

目錄

- 一 小石川卷生取一件の事
- 一 附小川笠船上書目録の事
- 一 日施薬院前方便書の事
- 一 口寄合小菅治の医師并武家技持人医師廻りの事
- 一 伊の事
- 一 口巻生取不定書の事
- 一 杉屋森在傳の由造の事



若以方と原合戦水野証書康忠歌の首十二級討反
 且大久保甚五郎致ゆる事
 日海告三四郎に改名を 仰事
 日横軸上苗字消ゆる事
 日桔梗の紋取の事
 日一里塚築立の事
 一 京石尾市在處の由緒の事
 喜多おた右衛門の由緒の事
 若小徳家以頼の統古以指南の事
 河内土川先陣の事

一 地割江起原の事
 若木原与右衛門の仕組の事
 日木原甚右衛門定後、仰事
 日松尾三右衛門地割常伝、仰事
 日水野証書兼代、由緒の事
 一 享保年中所入並高の事
 已上

江都官論秘鑑卷之四

小石川養生所一件の事

安^んの^ん施^せ東^{とう}院^{いん}以^もて^て 艱^{げん}寡^{くわ}貧^{ひん}富^ふの^の疾^{しやく}病^{びやう}と^とし
多^{おほ}く^くの^の世^よの^の将^{しやう}家^かを^をあ^あら^らし^しめ^める^るの^の仁^に惠^ゐ
を^を以^もて^て 民^{たみ}と^とあ^あら^らし^しめ^める^るに^に 又^{また} 官^{くわん}府^ふの^の記^き録^{ろく}
を^を割^わり^り 記^き録^{ろく} 一^{いつ} 卷^{くわん} 記^き録^{ろく}

小川金船寺目論是の事

養生所の儀享保七年三月翻所十二所自三郎海
店所医師小川金船寺中一の施東院と 四月夜方

目録乙の中首回二月廿九日付馬之厩路及手
より筆取目録見し通し難成り方にか決りし
は方と退りて方と力と裁りてありしも如方諸
事書付るし方と福と力と力と力と力と力と力と
海委細以味の上お極りし

施業池の御有り難多は答の事好所と極力
病室に伺ひしに不便千重の事ニ共ニ少共武島力
しりと幸公入大福有る諸人方よりし少共武島力
親類をとも母りありしものあり首病侍り人
と多くは少共外無縁の事と書る事無き事

負人と果して是料とは中より共多くは少共設料
と多し故當地所々の各主の停止は御有りし各主
料金とふ所々の上設料に候は御有りし少共主
少共の義ありてお痛りや或は幸あるに候は施業池
に善設料に候は御有りし少共主の御有りし
以物入の足金思は候は御有りし少共主の御有りし
所の家持も上興り各主の事と御有りし

而公用無し儀思ふことの御ありお務め有る事
と書候所共各主料を却て儀様る上は
此外の各主も年中申し候は御有りし多し

を後分ちくは定方悦入る事柄一各を其の多ハ
即改道と申けしを由所の名主ともは欲に答へて
あり却る即改道の始も申す事とも仕出されん
ホの属は改道より所奉行可く口上を承り
下ヶ礼

此条一儀は江戸中施楽院と云ふ所建修
あり病入るに由りて人医者虎と自代りて
療治ぬ一看病人を先惠いし一便りあり
男女うらまはる事ともを施楽院へ入る
りの由りてあり

一 各主との致ある事の外訪は儀も生
いふ配り者名主料へ外入目を定む所
の物入多あり一坐船一越せとも唯今多
名主揚おしる事と誰仕の事と申す事
理り各主より自給の事可方と或は事柄坐船
ハ先名主おしる可事と申す

寅三月廿七

右条川屋船書より自執書に全文と改
町奉行虎と施楽院へ先自色に付書し

施業院に及十人の或は諸事外別は月報と
紐目心の月指人下取りして 仰有哉存る幸方の
儀もいふより施業院にありて 昼夜に於てい
施仕交事極い

一 右目心をもてしり共方ととの月兩人極立するを
無く可然是又心指とらぬ 施仕交事極い

右通口 仰有より 岩田利道門世治仕と及ふり
我々皆物と上

六月廿日 中山出所より

右書上字保七箇年六月廿日 右島三津法友より

巻

一 施業院にお預の医方虎の毒と小毒の医方の内
多し 仰有毎り見通り 病中病用の存りし 施業院
向家二様を医者持移し 医方の目もあし 薬も
仰有毎り 方々十通り 次は施業院に 巨誠 病用の
遠く遠く又小川筆如家立斗見通り 病人の女抱
薬味も付 但し是より 薬も滑り 又も 仰有毎り
毎りに 巨誠 月報 存りし 仰有毎り 仰有毎り
一 施業院所奉行 方々人 附毎り 存りし 古借施
業院一式の 差忌仕病人 又も 改め 仰有毎り 仰有毎り

用ひて食ふに味と世活せしむ

一 町奉行の同心格人

由武人年若同心是と始末元ノ諸色を掛

味波

由八人同心是の兼業ノ所兼病人也と付在

夜隔日勤続

一 下男八人此下男は抱仕始不働きの為人其外病人者

病大事に危し是病ノ病人ノ有深長也婦仕は然り

一 女三人是と女病人者病又と洗濯物おのた是に抱

仕由分ハ一人病人數も多し申す三人ふ日の仕

食禁 兼分三人 汁類 兼業 兼業 兼業

水汲 日 一人 小並 或人

病人取 日 一人 兼業 兼業 兼業

下男門番も都合八人

一 施樂院の兼業の病人用と在共極分男も兼も給意

以俸者或は担身も如く看病人を等しとの斗

療治に 仰付續りて申す

仁寺の雜事者六家主ノ用ふ駕籠少く

施樂院の兼業の病

一 病人 兼業子も兼業子も此仕是兼業に兼業に下

又俗に云く浦島太郎と云ふ

病人施薬此の事其奇効の如何なる事ともあり
あつた取は味の上施薬此の事

病人悟には施薬此を無事、却て医師死と力薬此
とも多合百効の上其力共方々の由をいふ

ちり札

此等船立合の概々重船の満ち又よりの目も
不討之りしや多、此等居合居合と味方

はあー

病人治す金は有り、此の養生の力付た

外に世に云ふやうに、此の世に、若くは物に、

其の世に、其の世に、其の世に、

はあー

外に、此の世に、其の世に、

此の世に、其の世に、其の世に、

此の世に、其の世に、其の世に、

此の世に、其の世に、其の世に、

ちり札

此等船立合の事本文日録

一 施業院の山石川河軍國の角の山善徳寺 伊付
山善徳寺の施業院住持の繪島南堂上人

施業院の山石川河軍國の角の山善徳寺

一 金貳百拾貳三兩拾貳分

是は施業院の山石川河軍國の角の山善徳寺の

右の何方の山石川河軍國の角の山善徳寺の
住持の繪島南堂上人の御願の金貳百拾貳三兩拾貳分

積り金

一 金貳百八拾九兩拾貳分

是は施業院の山石川河軍國の角の山善徳寺の

其外買上り金

右の山石川河軍國の角の山善徳寺の
住持の繪島南堂上人の御願の金貳百八拾九兩拾貳分
積り金

積り金

此の山石川河軍國の角の山善徳寺の

住持の繪島南堂上人の御願の金貳百八拾九兩拾貳分

積り金

此の山石川河軍國の角の山善徳寺の

住持の繪島南堂上人の御願の金貳百八拾九兩拾貳分

一 小石川方ハ三藏ノ奥ニ塩俵積置居ル事覺テ其
侍ニテ器物等申シテ其ノ事ヲ以テ雜成方一式入札
あり女町人申有、うへへ、

一 病人死命あるべく食付たるは醫師虎々國ハ
外へ食す事もお給事ハ

一 旅中隠るゝ病氣ハ身程ハ若く田向地ノ地
下ハ此ノ月病氣ハ人ハ四支リテ少くも病氣
右或ハ床下有テ先達ハ難種ハ事ハ此カモハ
少くも事生活道ハ勘定ハ構ハ、い、一可免病
右ハ高儀申大祝先ハ存ハ、ハハ海儀ハ、

退下ノ事ハ以上

中山ノ事ハ

享保七年七月

大岡政新

小石川所通院前ハ往キ、小川並船ニテ若極
貧ノ病人ハたハ旅中泥ニ、 如何哉、同日
論之書付病氣ハ事ハ、是ハ此味ニ上ニ此小
石川所行ハ至國病ノ業ト知事ハ、此ハ若クハ知
少キ、看病ノ事ハ、是ハ其ノ事ハ、此ハ此卷
生ハ或者ハ、此ハ其ノ事ハ、此ハ此卷
是ハ其ノ事ハ、此ハ其ノ事ハ、

本紙夜書方おもむと 諸の自由三ノ極と

御前より身出出りいとの極あり難成病人の家

主或ハ親親店又及お店若事ともや敷い即

江更う所出は味い上名主判鑑といり時節後ハ

七ツ目との目養生市出りう極減の至位は中ハ

ヤ甘書事

一 養生市愈斗通ひる療治安成上何者とも名

此名主ヤ達名主判鑑といり養生市更及

人ハ出達療治安成いり是又何人ハ其後ヤ付い

事

有る類ハ此種方とらハ養生市更及判

別と是又買茶後古時とまてし由

有る通古心ハ所いり療治安成者とも養生

更及更其病ハ更及世治といり六ノ後ハ折出極

取斗番金ハ新達ハ有る建いり名主ハ立一人紐ハ

成るい

有る方付ハ市書所奉約方ハ出京兵庫治安成何

偏更ハ所いり極く江海をいり

一 養生市出都と医師丸と江海、市書付

覺

山崎清庵の傳記

岡 丈庵

口内庵の傳記

和名 浅井 幸庵

右の如く合中一日迄其の合の所即軍園あり
高生不足り病用ふ事違ふ所事り不ふ出ぬ
乃人亦山川望如日輝丹治と考の西出に
病人兼用之儀と亦人終等し事の如く若共
亦談亦神極と云ふ

百ヶ札

林良基傳の如く三人と云ふ
毎三人一ヶ亦浩極と云ふ

山崎清庵の傳記

和名 亦下 送園

右の如く合中一日迄其の合の所即軍園あり
高生不足り病用ふ事違ふ所事り不ふ出ぬ
乃人亦山川望如日輝丹治と考の西出に
病人兼用之儀と亦人終等し事の如く若共
亦談亦神極と云ふ

山崎清庵の傳記

和名 八尾 信庵

三宅伝の傳記

和名 長安

右之人亦下道急曰病用此藥極已 仰其武

寅十月

中山山之中也

大同誠前也

一曰年三月甲子若年家印用為大久保長門守
平助(在通)之官(在通)人(在通)一(通)了(通)事(在通)以(通)
支(在通)也(在通)は(在通)少(在通)少(在通)の(在通)流(在通)冲(在通)書(在通)自(在通)通(在通)り(在通)お(在通)後(在通)来(在通)
是(在通)か(在通)ら(在通)ぬ(在通)と(在通)連(在通)海(在通)と(在通)し(在通)て(在通)新(在通)仕(在通)有(在通)り

右之主撰也記

國 丈 庵

甲丹角左之記

林 良 適

今度小石川(即)花園(即)病(即)末(即)若(即)春(即)生(即)不(即)亦(即)来
之(即)人(即)中(即)合(即)屋(即)地(即)内(即)之(即)人(即)之(即)滿(即)自(即)り(即)地(即)地(即)之(即)河
奉(即)納(即)之(即)每(即)日(即)人(即)并(即)小(即)川(即)等(即)船(即)回(即)拜(即)丹(即)治(即)之(即)者
是(即)也(即)諸(即)君(即)之(即)療(即)治(即)病(即)人(即)乃(即)極(即)子(即)次(即)第(即)日(即)之(即)事(即)可(即)在(即)誠
以(即)在(即)甲(即)急(即)病(即)之(即)者(即)ハ(即)亦(即)下(即)是(即)也(即)之(即)又(即)是(即)當(即)作(即)之(即)後(即)也
持(即)持(即)人(即)ハ(即)尾(即)付(即)庵(即)云(即)也(即)傳(即)系(即)之(即)持(即)持(即)人(即)塘(即)長(即)等
右(即)ノ(即)内(即)ノ(即)症(即)減(即)兼(即)用(即)之(即)也(即)云(即)云

奥付能登之記

亦下道急

今度山石川中軍國之病来、若生年未幾、
國丈、鹿林良道者、人、療治い、一、口、若、い、り、方
近、不、儀、看、夜、中、也、外、急、病、を、一、即、生、不、及
人、共、う、十、波、を、あ、り、い、ん、其、中、も、波、の、多、原、治、を、室
空、海、を、持、持、人、堀、長、を、第、一、生、所、を、不、も、い、り、
是、又、急、病、即、ち、有、事、何、人、共、も、不、島、次、久、お、波、客、者
つ、り、ま、さ、い、ん

三宅海舟、持、持、人

堀、長、を、

右、曰、文、言

養生、取、張、有、り、後、書、の、寫

- 一、即、軍、國、卷、生、取、年、い、ん、病、の、儀、何、も、い、り、の、儀、を、若、共
危、き、療、治、守、り、候、随、分、い、長、即、療、治、を、と、り、也、事、一
- 一、病、来、り、候、も、い、ち、一、病、人、若、多、く、即、用、い、り、候、
い、ち、一、病、人、多、く、若、い、ん、中、も、未、だ、た、病、症、を、若、
生、不、及、人、い、川、室、船、お、り、上、即、用、い、り、候、一、の、い、
成、り、事、一
- 一、長、病、人、或、ち、擇、り、及、病、病、介、即、退、屈、を、し、候、り、は
成、り、也、事、一、危、き、病、人、を、お、持、り、り、即、中、即、取、人
い、川、室、船、可、も、談、上、他、の、療、治、可、也、候、り、也、事、一
一、病、症、り、若、い、川、室、船、お、り、方、儀、お、守、り、り、書、有、

一 酒一を飲むは外に病人は即ち用ひるべき事
前山並船の酒を飲むは即ち用ひるべき事

一 養生所へ毎日の力を入りて隔日か日毎に
三人五日に四人で隔日か日毎に
坐臥を見守りて日毎に坐臥を
坐臥を合して初事

附作在馬十部は毎七時限りて
初事は即ち用ひるべき事
夜分とて初事お仕也

一 病人は坐臥を初事は毎七時限りて

目見より、坐臥を初事は毎七時限りて
坐臥を初事は毎七時限りて
坐臥を初事は毎七時限りて

一 病人は坐臥を初事は毎七時限りて
坐臥を初事は毎七時限りて
坐臥を初事は毎七時限りて

一 病人は坐臥を初事は毎七時限りて
坐臥を初事は毎七時限りて
坐臥を初事は毎七時限りて

一 坐臥を初事は毎七時限りて

西の月海生船丹治遂以味方給る事い何病人
誰れ心丹何の病人入兼用の歳年書心方
書面書つる高望事

病人力付た如止出歩幼な交と中若方くは作在
虫十中書海為人の心筆船丹治中漢捕子次方あ
可心經へ之程保日共其分と事い此の時右病人
有誠いそく其後亦面書つる事

附病人全快の事一病一は海なる事考する事

右の断

病人出入候多如書る事一病一は月海に聖丹

朔日月海書付記る事

病人の病が若病の方治物医了いた程不詰病
心通作左海十中書海為人の心通を其の事い
其外金銀衣衣鼻成等ことと病人の病より送る事
少るも作左海十中書海為人の内は其の時
年書心心中丹治遂に漢給物の事と病人の病
可心其外と事い其の事い病人の病より送る事
い心一極言事と病人の病より送る事
年書心心中丹治遂に漢給物の事と病人の病
人方及心味此の事と病人の病より送る事

身負の者方り方ふし作左の十中一海ありの申す
達し可なる事なり

一 朔夕物不用可出た時、小年家、口心、お角、お出
入事

一 親父病人、食する、多、節も、何人、食する、甲乙、善く、好者者
病人の中間、下女、の事

一 通ひら、養生、い、病人、病、無、病、馬、旅、と、情
子、お、先、の、思、い、お、海、清、湯、の、事、事、と、名、書、判、鑑、の
お、掛、系、の、事、改、極、茶、文、の、事、お、出、く、事

一 門出入の事、も、若、高、財、を、限、り、し、お、若、高、お、り、し、口、心

一人、立、合、錠、あり、き、也、為、為、年、家、へ、淡、煙、気、又
口、心、立、合、錠、明、と、り、き、也、の、事

一 女病人、長、身、若、高、財、錠、あり、一、夜、中、男、一、切、お、入
申、多、なる、者、病人、の、下、女、とも、由、り、申、至、薬、湯、の、の
用、子、の、節、ハ、錠、と、明、ハ、用、子、違、つ、小、き、口、心、お、違、成、
い、う、ど、い、す、節、ハ、年、家、へ、違、口、心、立、合、明、と、り、き、也、用、子、
海、り、し、可、違、錠、あり、し、の、事

一 一、所、口、心、の、錠、年、家、口、心、病、至、夜、中、入、用、し、節、也、其、訳
申、由、明、も、也、用、事、は、こ、り、し、口、心、立、合、錠、お、海、を、也、可
申、事

一 病人入湯を三日三夜限りて予を男病人入造已後
女病人入の事

一 病死者若くしつゝ実効病人を誠者所く中誠一若
家主の勢死族の者清い各縁の若ハ此人二十日回
向院に居る事

附之能達しとの左病死者即そ月海の者也
予誠者家主の養生不二年死族ある
様の中何事

一 火の用心を控随分入者其も無所法りて是れ通の心
付明々何事と後又を凡無し即不控山病に人

見廻り可事

一 若近不山出火し即そ通病人とも怪事多し様
いゝの取返の事

附之立守病人の事正年の病人の事より
此事も川とうりて退けらる事

以上

寛十二月

中山守中
大同院前

一 享保八年三月廿四日小野の如事左の湯の事有る

田奉行

松本甲吉之組

青木源二之組

高橋五右衛門

田村武左衛門

大島肥前守之組

河本儀左衛門

野島五右衛門

松井新八郎

河田三右衛門

大澤源次郎之組

藤田小八郎

松本利吉郎

右九人小石川西軍園病末養生所自西軍行回心
歩実、諸事所奉終る為之、所亦毎、病中、海、在
之、所、其、念、即、留、之、長、く、之、事、人、讀、ん

一日年外月却新書の寫

先達方、所、小石川、養生所、病、末、極、多、の、病、人、に、殺
す、事、並、連、の、病、人、も、養、生、と、何、れ、ん、并、區、る、の、病
支、配、所、所、事、を、大、切、病、者、被、是、世、治、し、し、の、事
を、之、為、病、一、解、人、之、事、の、家、主、名、主、と、云、ふ、事

行可お捨ぬる病子お少い候へ向後お配成お用い
多き用了ぬい家主お店文の内も人を海名主
又ハ多し町八月行事判極成養生所成すゝあな
系、故人の味上長候へ入あき養生所成るゝ出
市道外科眼病の町医者お流とと 御付毎にお
諸の療治有らる地供店供の若りも 名入の
すい

養生所

名主共中流りあり

一 御家園此和京成町多し一業功を御流りて事ため

- 一 生和と御建に御持持一造り事
- 一 和京成町流りひと事い候に凡々の事
- 一 業と業鑑おろく大務下り業用一極病子
- 一 看病人おり能人おり一候中事
- 一 養生所成るゝ候中一病人いり名主を説く味
ふを先養生所成るゝ事一は説きふ持らるゝ
不詮外凡又六ヶ友お持ぬるゝ心づい族養生
所おあり候味なる事

以上

養生所一連し病の事

一 市村の所共松竹をくまなく築き置けるの歎
 一 子供大勢ありお好むほどにも築き置ける勢い成るに
 羨むのくれ

一 麻病の外難病年々おあはれにのれ

一 右に分る生更通ひ療治あるを新ありし業を
 考得るぬい御も人数の空乏に由りて是も夥し
 せしをしのむ三人の御限り業をくまなく築き置ける

一 右に通ひ病人の品を宛直上下とも不幸に人の病
 身を持ち御もとの養生をくまなくし味向後業
 おあはれに御もとのせい

右に通事御の上
 六月
 大同政前
 諏訪忠徳

一 同八月十日石川通ひの養生所

町奉行

医師

曾谷長順
 熊谷玄真

右馬内膳主宛

大徳見好庵

有る小川中其周圍 菅生所病人 多邪由可有
可也瘴治と同丈角林良適 弟今も邪作
丈庵良適中 活一日も人 今も活 病可及い病
人 病の治方 病も古 病の病可及い
方 病の治方 病の病可及い

此の菅生所の菅日満之後 病多る 小川金船を以
て 病多る 病の病可及い 病の病可及い
病の病可及い 病の病可及い 病の病可及い
病の病可及い 病の病可及い 病の病可及い
病の病可及い 病の病可及い 病の病可及い

此の菅生所の菅日満之後 病多る 小川金船を以
て 病多る 病の病可及い 病の病可及い
病の病可及い 病の病可及い 病の病可及い
病の病可及い 病の病可及い 病の病可及い
病の病可及い 病の病可及い 病の病可及い

杉田後在病の由治の事

江戸所 菅生所の三子多 名菅生 菅生 菅生 菅生
菅生 菅生 菅生 菅生 菅生 菅生 菅生 菅生
菅生 菅生 菅生 菅生 菅生 菅生 菅生 菅生
菅生 菅生 菅生 菅生 菅生 菅生 菅生 菅生

先祖由治書

水野重元の父忠政七男水野重平の父忠頼嫡子水野重元忠政三郎と改名

永録三年父重元を父三郎前尾にありてありは信以弟重元八七二世則明三年

権現様。即日見仕申候事。以奉公仕十六年元格。河内郡一字有録康忠と云

元龜三年十月味方康元合戦の首級告成格。或一日の内信玄麾下更沢高五郎。若張三左衛門と好。能信武人。討取首級奉入。宣授。又大久保昌五郎。政急強。其訴言。乞を移入。と云。印感上

聖旨首級之名を三四郎と可及。上意乞三四郎と改中

権現様。信玄の退陣。信玄士卒幸進。海吉天野。与八郎。防戦。其後。信玄の陣。三四郎。酒持。う奉。靴。上。は。信。長。と。云。於。此。陣。信。玄。麾。下。松。下。全。太。夫。を。打。取。信。長。と。云。此。の。三四郎。力。と。云。云。此。後。信。玄。命。任。名。と。改。也。と。改。中。

天正九年五月武田勝頼と信玄の合戦。信玄三四郎。格。授。花。を。奉。納。此。花。軍。士。を。喜。ぶ。事。あり。甚。し。印。感。乞。を。移。入。澤。渡。の。紋。を。格。授。と。改。中。此。印。

三四郎美志所町之土記正 以有覺八道之日及

市部中口印之國正東天正十八年八月十号於江戶所

之土記正 御月新神田西川之土記正武

州豊島郡之日宮口山向全杉三ヶ村山代古也兼

河津安房守代之常力儀及之印信正也節也所

年表八拾別一也 御月之也

常富池様所代又之印信正 以出節所也

一日之也安進之可致也之印信正也其後神田

西川之土記正也奉行之土記正 以廿三也

之也也 御月九左衛門之土記正也

右之圖 先祖印奉台仕毎年正月三日年所

御目見仕日月之野場上寺御成之節 御成是

之 御目見仕如道七代印信也也

青貝柄之錢三也

権記様之印信正也 御成代之印信正也

一 東三指三ヶ國柳之儀古来也 御成也

一 慶長十七年東海道仲仙道一里塚出来、印用指

所成之印信正也 御成也

御門道中一玉波之印信正也 御成也

也

一 寛永十四年

大藏印上落し印後儀三代目左馬頭
身上京仕 印白紙印紙付時程法敷付

一 寛永十四年敷地付印金書多し
大藏印上落し印後儀三代目左馬頭
白紙印紙付時程法敷付
人等印紙付以外印紙物あり 印紙物あり

少書

右ノ儀委細ノ書面中九年以前年大少ノノ印焼
去付上

享保十二年八月

高良屋書上ノ寫

高良屋市右衛門

一 和先祖の儀大領家の氏族ノ書知一旦和先
高良屋住居書

権限様三少ノノ印書ノ時分三少ノノ印紙物あり
ノ印紙物あり

市ノ國ノ印紙物あり七代ノ印紙物あり

先祀即奉飭侍由緒書身祀父代數梅之帝梅夫
侍

一 年法即礼正月三日 即日之同月上野坊寺

即成先言 即日之在即代治 即日見在東

十一

一 即之國是奉天宮十年八月十日 於江戶所之支配

二 即付至神田玉川為十小支配仕武少豐德

即之內言白少白全杉おと 即代古兼何年事

即之助代之常分侍 是之用仕奉 廣之常分即侍

止之即何年事 即代古兼何年事

常憲院様即代又二一回お止すん 追言可お終言二

即海坊田五川為十中即奉飭支配 亦事三ヶ村

即代古兼何年事 即代古兼何年事

一 天正年中増上寺只今之如言無之 増上寺法所

儀連雀所月所之私共 是之即代古兼何年事

即代古兼何年事

一 若長年中東海道中仙道一里塚之末 即用枿尾

若左邊 亦高倉市常高之如言 即代古兼何年事

是國仕一里塚築之如言 節銀子之數言

一 寛永年中數梅之節金五ヶ支 明唐三ヶ年 數梅

之印銘言或指母自曰存大坂即藏之念全之下利
高松之拂銀三指母自之町年家三人今も相伝
此外相伝物も亦あり 何れ
石外六指九年三指江戸大坂之印言物も傳失仕
只今古留無しと云へり上

享保十巳年八月

藤村彦右衛門書上の写

貴

藤村彦右衛門

私先祖彦右衛門傳儀

権理輝 而大國之印江戸表之ありて印用之

印付与之 彦右衛門之印供仕印邊地町手書及

印付天正二十年十月 印墨書印取付江戸家

家之印之如と云々 彦右衛門印用お前も續傳先

祖伝之印も彦右衛門印用之明暦九年大坂

印書留共燈失由申所記之分明之難書上書物

有之四十二年三前亥年書上之二代目彦右衛門

家

大坂彦輝 山録系印取付標古し西幸中之寛永

九年屯所捕者之帝百捕之乃即廢為射所會所
地亦似傳實亦存中

大融院攝 即上流之帝雅少海青川徒後之即先
仕更由十位之

先規之活字之數亦非之川為上水道之死仕天
利三交年帶刀磨斗自忘用之身曰海一統之海之
一先規之數攝之帝即至即來亦亦錄之儀而之口及
一流之儀之也

宣保十已年八月

町子為地則記系并亦不勘右海由緒曰其海
此地之海所移也三者海由緒之事

地則及移也三者海由緒書之也

町地則之儀亦亦勘右海由緒曰其海
勘右海由緒之
并右海由緒之儀也
十六年已未寅年即海也
二月十日也
右勘右海由緒之儀也
其右海由緒之儀也

我人ともうそり幕をとる人、
我人ともうそり幕をとる人、
いふる大敵ふと刃合はす、
不いたふき多寡心のちりて、
勇士とく物事を追及と外候と、
舟の具成え切るとあふと、
人の子道東を、
あが早、
とあふ、
日一、
是只川と埋海とせむ、

あ、
は、
あ、
清と、
さ、

享保五年十月

町方支配所

お指万

男三指式万三子或る八指女人
女指七万八子或る九人

仁地借店借るはよとく敷

享保七寅年四月

一 所方支配所人数 数高

四指八万三千三百五拾五人

但方口改

男三指一万七千八百七拾七人

女指一万四千七百七拾七人

りて礼

享保七寅年四月 所方支配所人数 数高

男三指一万七千八百七拾七人

女指一万四千七百七拾七人

四 女七千六百三拾八人

享保七寅年九月

一 所方支配所人数 数高

四指七万六千三百三拾六人

但方口改

男三指一万七千七百七拾七人

女指一万六千六百七拾八人

りて礼

享保七寅年四月 所方支配所人数 数高

七千百指九人三三

由 男九百六十八人
女九百五十八人

享保八卯年九月

一 町方立派町人数

四指九千八百四指八人 但右り也

男九千九百七指九人

由 女九千九百六指三人

百九十九

享保七寅年九月

七千六百三十九指四人三三

男七千六百九百九指八人三三

由 女六百四十一人三三

享保八卯年九月

一 町方立派町人数

四指七千三百八十四指八人 但右り也

男三千七百四十五指五人

由

女指一万九千六百八人

少子礼

享保八卯年四月八日燔刻数

男一万三千九百九十九人

男一万四千四百七十七人

由女四百九十九人

右之當年之人数教少くは、此に能はる可也
武家ノ家系且又生配違ハ一人ノ上

至四月

右辰至四月十号方馬之庫込指

覚

河内六月分ノ家高内四月中ハ男女ノ言キ一万三
百九拾四人也指ハ儀其所ノ名主トモ也并女新
規明店訂減或ハ尚春出藏作ト 何ハ揚不苦
諸山来ノ邊ノ訂減事又其明地建家等トは梅ノ
人数増中ハ右ノ白女ノ分也指ノ儀其他新訂梅ノ
いとノ毎書以持其上下女百伝教ノ女其少也

少事しゆたの事さす下りて事なむ我又と事
ふ所也一毎西妻娘親親等事訂るを國り
一我之ハ女親親の事呼あやハ我あ生の女あハ
少く人教あ増、由名事書行をあやハ已上

己巳

大國越前也

右書甘をえとに事保が已事又百年ふ近く治平のり
志る人淳凡時ふあれた幾子の民とさあ又増らん
免少の角少の天徳の事始りてさう未言者の事
代とて事あすけり也

